

学校支援ボランティアのための ガイドブック

地域と学校が力を合わせて



相模原市教育委員会

ボランティア活動とは

「できる人が、できる時に、できることをする。」

自ら進んで、自分のもつ知識・技能・労力・経験・時間などを社会に役立てる活動をいいます。

ボランティア活動の4原則

- ・ **自発性の原則**
公共機関や他人から強制されるのではなく、自発的意志に基づいて行われる活動です。
- ・ **公共性の原則**
活動が特定の人たちの私益につながるものではなく、社会や公共の福祉に役立つ活動です。
- ・ **無償性の原則**
活動の見返りとして金銭的報酬など物的利益を期待しない活動です。
- ・ **先駆性の原則**
活動が画一的に取り組みられるだけでなく、社会の発展や開発をリードする活動です。

学校支援ボランティアとは

子どもたちの教育のために、学校の要請に応じ、学校の教育活動や環境整備などを支援するボランティア活動のことです。

学校支援ボランティアの良さ

子どもたちの教育をより充実させます

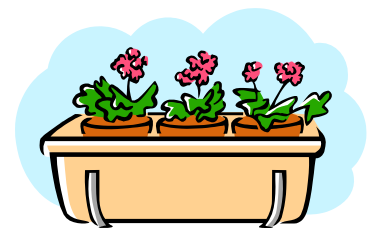
- ・ 多様な知識や経験を持つ地域の方等とのふれあいを通して、子どもたちの学習に対する興味や関心、意欲が高まります。
- ・ 多くの大人が子どもたちを見守ることで、よりきめ細かな教育につながります。
- ・ 地域の方等の協力を得ることで、教職員が教育活動により一層力を注ぐことができます。

ボランティアの方々の生涯学習の意義が深まります

- ・ 自分の特技や学んだことを生かすことができます。
- ・ もっと知りたい、学びたいという意欲がわいてきます。

地域の絆が強まります

- ・ 地域の方とのふれあいを通して、子どもたちの地域への理解や愛着が深まります。
- ・ 地域の方の子どもたちや学校への理解が深まり、教職員とのつながりができます。



学校支援ボランティアの活動例

(* 参考例です。学校により求められる支援は様々です。)

教育活動支援

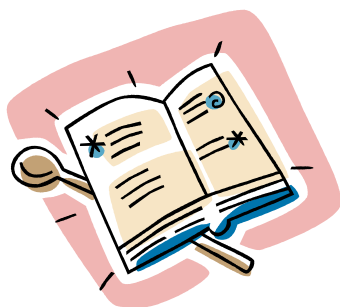
教科 国語：本の読み聞かせ、書写、短歌・俳句、音読
社会：地域の歴史、外国の文化、戦争体験
地域調べの引率
算数・数学：そろばん、九九、計算練習
理科：植物の観察、天体の話
生活：昔の遊び、栽培・飼育
音楽：合唱、器楽、和楽器、民謡
図工・美術：水彩画、版画
保健体育：器械運動、陸上、球技、水泳、武道
技術・家庭：木工、パソコン、ミシン、調理実習
外国語：外国の文化、英会話



道徳 体験談、教材の準備

総合的な学習の時間

福祉：ハンディキャップ体験（点字、手話、アイマスク、車いす）
環境：リサイクル、ごみ問題、自然観察
国際理解：外国から見た日本、日本の文化（華道、茶道）、外国の文化
その他：働くこと、職業体験



学校行事

行事の写真・ビデオ撮影、会場準備・片づけ
受付・案内、校外学習引率補助

その他

個別に支援を必要とする子どものサポート
日本語指導、通訳、休み時間の外遊び
休み時間・放課後・長期休業中の補助学習
部活動・クラブ活動

環境整備支援

花壇の整備、学校農園の管理、生き物の世話、図書の整理
プールの清掃、校舎・教具・遊具の補修、校舎周辺の清掃

その他

登下校時の見守り、校門での挨拶・声かけ、校内・校舎周辺の見まわり

学校支援ボランティアの活動するには

1 情報を集めてみましょう

- ・学校支援情報システム（8P参照）や学校のホームページを見てみましょう。
- ・学校だよりを読んでみましょう。
 - *自治会の回覧の他に、公民館・まちづくりセンターなどで掲示されています。
- ・お子さんが小中学校に在学中のご近所の方に、学校の様子を尋ねてみましょう。

2 学校との連絡は電話から

- ・まずは、教頭先生に電話をしてみましょう。
 - *電話をするのは、放課後 16:00 時過ぎがよいでしょう。
- ・学校支援ボランティアを行いたい旨を伝えます。
 - *担当の教職員を紹介されることもあります。
- ・担当の教職員との面会の日程を決めましょう。
 - *活動内容などの連絡は、電話よりも F A X の方が確実です。



3 学校に行ったら（学校によって異なります）

- ・校門は登下校時には何カ所か開いていますが、授業が始まると職員玄関に一番近い校門、通用門が開いています。（簡単な施錠がしてある場合もあります。）
- ・校舎には、職員玄関からお入りください。
- ・職員玄関に、来校者用の受付名簿がありますので名前等を記入してください。
- ・来校者用の名札がありますのでつけてください。
- ・事務室に寄って来校目的を教えてください。
- ・職員室の教頭先生（担当の教職員）を訪ねてください。

4 打ち合わせと振り返りをしましょう

- ・学校支援の内容や活動時間、方法、準備する物、活動場所、子どもの様子などについて、担当の教職員と共通理解を図りましょう。
- ・活動後には、時間を見つけて担当職員と良かった点・改善点などについて話し合いましょう。
 - *5Pの打ち合わせ・記録・振り返り用紙（例）を参照してください。

5 経費・謝礼・保険は？

- ・経費：活動によっては材料費や運搬費などが必要な場合がありますが、誰が負担するのかを、事前に確認しましょう。
- ・謝礼：ボランティアは「無償」です。交通費も支給されません。お茶等の接待も原則ありませんので、飲み物などは自分で用意しましょう。
- ・保険：「相模原市市民生活サポート補償制度」が適用されます。手続きは学校が行います。



学校支援ボランティア活動時の留意点

心がけましょう

子どもには、明るい挨拶をしましょう。

子どもの良いところを見つけてほめてあげましょう。

子どもには、わかりやすく、丁寧な言葉遣いで接しましょう。

子どもの様子をよく見て、公正な態度で接しましょう。

必要な時には厳しく、毅然とした態度で接しましょう。

わからないことはそのままにせず、教職員に相談しましょう。

守ってください

子どもの人権に配慮し、尊重してください。

子どもの安全を第一に考えて活動してください。

体罰は絶対にやめてください。

学校の教育方針を理解し、尊重してください。

担当教職員の指導方針を尊重して、活動してください。

政治・宗教・営利目的での活動はできません。思想的にも中立の立場を守ってください。

子どもや子どもの家族、教職員に関わる個人情報、絶対に学校外で話題にしないでください。

約束の時間を守り、遅れそうな場合は電話等で連絡をしてください。

学校現場や活動にふさわしい服装で来校してください。

人権に配慮した指導のために

一人ひとりの子どもはかけがえのない存在です。

子どもの課題のある行動の背景を理解し

一人ひとりに応じた丁寧な指導が大切です。



誰が見ても、公平・公正に接しましょう。

例えば、子どもによって呼び方を変えたり、ある特定の子どもをひいきしたりすることは、子どもの心を傷つけます。

相手が不快に感じるような発言等に気をつけましょう。

例えば、家族の職業や車の有無などの不必要な質問や、指導という名のもとでの乱暴な言動は、子どもの心を傷つけます。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ・ 殴る、蹴る、つねる等
- ・ 「そんなこと知らないの?」、「どうしてこんなことができないの?」等、子どもの心を傷つける発言
- ・ 罰としてみんなの前で歌を歌わせる、子どもが何を言っても無視をするなどの、精神的な苦痛を与える行為
- ・ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為

打ち合わせ・記録・振り返り用紙（例）

年 月 日（ ） 記入者（ ）

ボランティア氏名		
連絡先	住所 電話 携帯	F A X メ - ル
活動日	年 月 日（ ） （ ）校時 : ~ :	
対象	小・中 1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6年（ ）組（ ）人	
活動場所	・教室（ 年 組） ・体育館 ・運動場 ・特別教室（ ） ・その他（ ）	
活動内容	<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ・教科（ ） ・道徳、総合的な学習の時間 等 ・学校行事（ ） ・クラブ、部活動（ ） ・環境整備（ ） ・その他（ ） </div>	
ねらい		
学校や児童・生徒が準備するもの		
ボランティアが準備するもの		
活 動 計 画 ・ 記 録		
時間（分）	活 動 内 容	支 援 や 準 備 等
良かった点		改善点

確認事項

来校人数（ ） 来校交通手段（ ） 来校予定時間（ ）
 経費の確認（ ） 印刷物等（ ）
 連絡先（学校）
 電話
 F A X

学校の1日はこのようになっています

学校には1日の流れ（日課）があります。地区や学校、曜日によって異なりますが、おおむね次のような流れです。

【小学校の日課表の例】 *通常1校時は45分
登校時間 午前8時～8時25分

朝の活動 朝会、 朝の会など	8:30 タイム 8:45	・読書や計算練習など、学 校や学年によって異な ります
1校時 2校時	8:45 9:30 9:35 10:20	・授業
中休み	10:20 10:40	・係や委員会などの活動を行 っている場合もあります
3校時 4校時	10:40 11:25 11:30 12:15	・授業
給食	12:15 13:05	・配膳から片づけまでの時 間を含んでいます
昼休み	13:05 13:35	・学校により異なります
清掃	13:35 13:50	・学校により異なります
5・6校時 帰りの会	13:55 15:30 15:40	・授業 ・クラブ活動や児童会活動 が行われる曜日もあり ます

【中学校の日課表の例】 *通常1校時は50分
登校時間
(朝練習を含む)午前7時30分～8時20分

朝の活動 朝会、 朝の会など	8:30 タイム 8:50	・読書や朝自習など、学 校によって異なります
1校時 2校時	9:00 9:50 10:00 10:50	・授業
3校時	11:00 11:50	・授業
昼食	12:00 12:15	・各教室でお弁当を食べま す
昼休み	12:15 12:35	・係や生徒会活動を行って いる場合もあります
4校時 5校時	12:40 13:30 13:40 14:30	・授業
6校時	14:40 15:30	・曜日によっては、6校時 がない場合もあります
清掃 帰りの会	15:35 15:50 16:05	・曜日によっては、清掃の ない場合もあります
放課後		・生徒会活動や部活動が行 われています。

- ・中学校は、午前中1～4校時の学校もあります。
- ・中休みや昼休みに、教職員は子どもとの話し合いや教職員同士の打ち合わせ等を行っていることがあります。
- ・教職員は授業終了後、職員会議や学年会議、校内研究や研修、授業の準備を行います。
中学校では月曜日以外は部活動が行われており、その指導に携わっていることもあります。

学校でよく使われる言葉

A L T

アシスタントランゲージティーチャの略で、英語の授業に補助的に関わる外国人の助手。

ゲストティーチャー

学校の要請に応じて授業の援助・補助を行う、専門的な知識や技能、経験を持つ人材。

少人数（＝少人数指導）

子どもの興味関心や学習内容等に応じて学級を少集団に分けて行う指導。

T・T

ティ・ムティ・チングの略で、1つの授業を2人以上の先生で教えること。

生活科

小学校1、2年のみで行われ、社会や自然などについて体験を通じて学ぶ教科。

総合（＝総合的な学習の時間）

子どもが自ら学び考え、問題を解決する資質や能力を身につけさせることねらいとし、調査や体験、発表など様々な活動。

単元

学習内容のひとまとまりの単位。

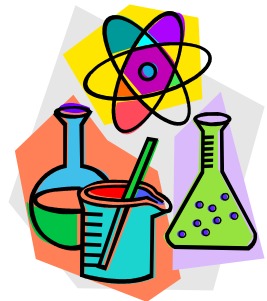
導入・展開・まとめ

1時間の授業の流れのこと。

導 入：学習のねらいに関して、子どもの興味や関心を持たせる準備の時間

展 開：学習のねらいを追求する授業の中心

まとめ：学習のまとめをする授業の終わりの時間



観点別評価

全ての教科は「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」などの4～5つの観点に分けられている（国語のみ5観点）。教師はそれぞれの観点ごとに目標を設定し、子どもがその目標に対してどれだけ実現できたかを分析して評価すること。

一斉下校

放課後の活動をせずに、全校の子どもが同じ時刻に下校すること。

校内研（＝校内研究）

よりよい教育活動を行うために、学校毎にテーマを決め全校の先生で進める実践的な研究のこと。

参考サイト情報

- ・学校支援情報システム

<http://www.sagamihara-kng.ed.jp/shidouka/sgj/sgtop.htm>

相模原市の小・中学校のボランティア募集等の情報を提供しています。どの学校が、どんなボランティアを必要としているのかがわかります。

- ・生涯学習支援システム

http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/shogai_gakushu/003307.html

相模原市生涯学習情報「団体・サークル」情報に登録することができます。登録いただいた情報は、インターネット（神奈川県生涯学習情報システム「PLANET かながわ」と連携）と学習相談窓口（総合学習センター、津久井生涯学習センター）で提供します。

- ・さがみはらスタディメイト

<http://www.sagamihara-kng.ed.jp/study/>

児童生徒の多様な学習をサポートする学習リンク集です。全市立小・中学校のホームページともリンクしています。

- ・さがみはらの公民館

<http://www.sagamihara-kng.ed.jp/kouminkan/>

市内にある27の公民館の情報が検索できます。

- ・さがみはら市民活動サポートセンター

<http://www.sagamaru.org/>

市民活動団体の紹介をしています。団体に登録したり、団体を探したりすることができます。

(目的)

第1条 この要綱は、多様な教育活動や地域に開かれた学校づくりを進めるため学校支援ボランティア制度の基本的事項を定め、もって地域の教育力を生かした学校教育のさらなる充実を図ることを目的とする。

(実施体制)

第2条 学校支援ボランティア（以下「ボランティア」という。）は、地域の方、保護者、学生とし、小・中学校（以下「学校」という。）での活動を希望する個人又は団体から構成される。

- 2 ボランティアのうち、学生が行うボランティアを学生ボランティアという。
- 3 教育委員会と連携して学生ボランティアの推進を行う大学を連携大学という。

(ボランティアの責務)

第3条 ボランティアは、教育委員会及びその学校の教育方針に基づいて活動する。

(活動内容)

第4条 ボランティア活動は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 授業支援
- (2) 授業外支援
- (3) 児童・生徒支援
- (4) 学校行事支援
- (5) 体験活動支援
- (6) 教育環境支援

2 前項に定める活動内容の詳細については、別に定める。

(実施方法)

第5条 学校は、日常の地域とのつながりを生かしボランティアの募集・依頼・登録を行うものとする。

- 2 ボランティアは、学校との面談の上に決定し、学校長の指導・助言の下に行うものとする。
- 3 学校長は、ボランティアが次の各号に該当すると認めるときは、当該ボランティアの活動を中止することができる。

- (1) 教育委員会及び当該学校の教育方針や学校長の指示に反する行為があったとき。
- (2) ボランティアとしての適格性を欠く行為があったとき。

4 学校及び連携大学は制度の実施に当たり、担当者及び担当窓口を設ける等の体制を整える。

5 教育委員会は、学校・地域・大学・関連機関・諸団体と連携しボランティア制度の推進のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ボランティアのガイドブックを作成し、学校・地域・大学等に提供する。
- (2) 学校支援情報システム等で、学校及びボランティアに情報提供・広報活動を行う。
- (3) 生涯学習情報システムで、ボランティアの登録・情報提供を行う。
- (4) 総合学習センターで、ボランティアの研修・育成を行う。
- (5) 学生ボランティアに対し、希望により活動内容を記した証明書を発行する。

(保険)

第6条 ボランティアの活動については、相模原市市民活動サポート補償制度を適用する。

(報酬)

第7条 無償とする。

(その他)

第8条 この制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 学生ボランティア事業実施要項は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

「相模原市市民活動サポート補償制度」について

本制度は、ボランティア活動をしている皆さんが安心して活動できるように、万一の事故に備えて設けられたものです。

補償の対象となる活動は、市内に活動の拠点を置く団体や個人が、無償で計画的・継続的に行う奉仕・福祉・教育・青少年育成・自治会活動などです。

補償の対象者は、これらの活動を行う団体や個人と、その活動者がやむを得ず同行させる、市に登録した未就学児です。補償の期間は、事故日から180日を限度に内容により異なります。

この補償制度は、市が皆さんを対象に保険会社と契約を結ぶもので、申し込みや登録の必要はありません。ただし、活動者がやむを得ず活動に同行させる未就学児だけは登録が必要です。

保険の対象となる事故は次のとおりです。

1. 指導者等が活動中、誤って参加者や第三者にけがをさせたり、物を壊してしまった場合など。
2. 指導者やボランティア活動に参加した人等が、活動中に思わぬ事故でけがをしたり、急性心疾患などで死亡したりした場合などです。

(注)慢性疾患や他覚症状のない腰痛、既往症などは補償しません

くわしい内容は、下記URLから「市民活動サポート補償制度」をご覧ください。

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/fukushi/joho/001393.html>

*****参考文献*****

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

「学校支援ボランティア活動の推進方策に関する調査研究報告書」

(平成21年3月)

青森県教育委員会

「学校支援ボランティア啓発ハンドブック

あなたにもできる学校支援ボランティア」

(平成20年2月)

学校支援ボランティアのためのハンドブック

～地域と学校が力を合わせて～

編集・発行 相模原市教育委員会学校教育課

平成26年3月

*このガイドブックは相模原市教育委員会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.sagamihara-kng.ed.jp/shidouka/sgj/sg340.htm>